

■貸出金残高

(単位：百万円)

■中間期末残高	平成26年度中間期末			平成27年度中間期末		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
手形貸付	52,677	52,677	—	53,300	53,300	—
証書貸付	1,104,623	1,104,623	—	1,149,307	1,149,307	—
当座貸越	145,720	145,720	—	155,665	155,665	—
割引手形	8,409	8,409	—	8,282	8,282	—
合計	1,311,430	1,311,430	—	1,366,555	1,366,555	—

(単位：百万円)

■平均残高	平成26年度中間期			平成27年度中間期		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
手形貸付	52,176	52,176	—	53,590	53,590	—
証書貸付	1,090,344	1,090,344	—	1,144,452	1,144,452	—
当座貸越	138,915	138,915	—	143,869	143,869	—
割引手形	8,628	8,628	—	8,519	8,519	—
合計	1,290,065	1,290,065	—	1,350,433	1,350,433	—

(注) 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期別	期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	
貸出金	平成26年度中間期末	333,515	277,636	199,408	106,273	336,949	57,646	1,311,430
	平成27年度中間期末	347,432	280,030	203,379	112,034	364,667	59,011	1,366,555
うち 変動金利	平成26年度中間期末		100,635	76,075	36,584	95,874	55,009	
	平成27年度中間期末		102,890	70,969	39,486	115,095	56,566	
うち 固定金利	平成26年度中間期末		177,001	123,333	69,688	241,074	2,636	
	平成27年度中間期末		177,139	132,410	72,547	249,572	2,445	

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種類	平成26年度中間期末	平成27年度中間期末
有価証券	922	787
債権	3,460	4,058
商品	30	80
不動産	182,135	180,501
その他	94	73
計	186,644	185,500
保証	725,281	755,521
信用	399,504	425,534
合計 (うち劣後特約付貸出金)	1,311,430 (3,000)	1,366,555 (3,000)

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種類	平成26年度中間期末	平成27年度中間期末
有価証券	—	—
債権	226	319
商品	—	—
不動産	160	184
その他	—	—
計	386	503
保証	5,673	6,072
信用	6,722	5,446
合計	12,782	12,022

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円・%)

区分	平成26年度中間期末		平成27年度中間期末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	563,273	42.95	598,529	43.80
運転資金	748,157	57.05	768,026	56.20
合計	1,311,430	100.00	1,366,555	100.00

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円・%)

業種別	平成26年度中間期末		平成27年度中間期末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,311,430	100.00	1,366,555	100.00
製造業	121,026	9.23	123,941	9.07
農業、林業	1,876	0.14	2,155	0.16
漁業	2,786	0.21	2,801	0.21
鉱業、採石業、砂利採取業	2,301	0.18	2,502	0.18
建設業	58,716	4.48	66,033	4.83
電気・ガス・熱供給・水道業	15,613	1.19	19,749	1.45
情報通信業	9,260	0.71	9,733	0.71
運輸業、郵便業	50,585	3.86	48,355	3.54
卸売業、小売業	161,267	12.30	162,439	11.89
金融業、保険業	31,291	2.38	37,493	2.74
不動産業、物品賃貸業	183,582	14.00	197,719	14.47
各種サービス業	168,637	12.86	171,836	12.57
地方公共団体	174,951	13.34	174,504	12.77
その他	329,531	25.12	347,290	25.41
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,311,430	—	1,366,555	—

■中小企業等向け貸出残高

(単位：百万円・%)

	平成26年度中間期末	平成27年度中間期末
中小企業等向け貸出	933,616	988,046
総貸出に占める割合	71.19	72.30

(注) 1. 本表の貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分を含んでおりません。
 2. 中小企業等とは、資本金が3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社または常用する従業員数が300人（ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業は50人）以下の会社および個人をいいます。

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	平成26年度中間期					平成27年度中間期				
	期首残高	増加額	減少額		中間 期末残高	期首残高	増加額	減少額		中間 期末残高
			目的使用	その他(注)				目的使用	その他(注)	
一般貸倒引当金	2,546	2,623	—	2,546	2,623	2,097	2,207	—	2,097	2,207
個別貸倒引当金	11,331	10,431	427	10,904	10,431	10,448	10,581	201	10,247	10,581
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	13,878	13,054	427	13,451	13,054	12,545	12,788	201	12,344	12,788

(注) 洗替による取崩額

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	平成26年度中間期	平成27年度中間期
貸出金償却額	—	—

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸出債権の状況

(1) リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	平成26年度中間期末	平成27年度中間期末
破綻先債権 (a)	1,767	1,135
延滞債権 (b)	31,113	30,263
小計 (c) = (a) + (b)	32,880	31,399
3カ月以上延滞債権 (d)	—	—
貸出条件緩和債権 (e)	5,470	4,004
合計 (f) = (c) + (d) + (e)	38,350	35,403

用語のご説明

破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法、民事再生法等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

(2) リスク管理債権に関する担保等の状況

(単位：百万円)

	平成27年度中間期末				
	破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	合計
貸出金の残高 (A)	1,135	30,263	—	4,004	35,403
担保等による保全額 (B)	992	16,896	—	1,220	19,109
未保全額 (A) - (B)	143	13,366	—	2,784	16,294

(注) 担保等による保全額は有効担保額によります。

(3) 金融機能再生緊急措置法に基づく開示基準ベース

(単位：百万円)

区分	平成26年度中間期末	平成27年度中間期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,086	10,016
危険債権	21,968	22,851
要管理債権	5,470	4,004
(小計)	39,524	36,871
正常債権	1,287,294	1,344,515
合計	1,326,819	1,381,387
(小計)の債権額に占める割合	2.97%	2.66%

用語のご説明

注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(4) 破産更生債権等に関する保全・引当状況

(単位：百万円)

	平成27年度中間期末				
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権	正常債権	合計
債権残高 (A)	10,016	22,851	4,004	1,344,515	1,381,387
担保等による保全額 (B)	6,163	12,417	1,220		
貸倒引当金 (C)	3,853	6,707	771	1,435	12,768
保全・引当率 $\frac{(B) + (C)}{(A)}$	100%	83.69%	49.73%		

(注) 1. 担保等による保全額は有効担保額によります。

2. 要管理債権に対する貸倒引当金は、要管理先債権に対する一般貸倒引当金を記載しております。